

# 平成29年度 愛知県産業廃棄物業 暴力対策協議会総会開催



一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 第6回通常総会、会長表彰終了後、同会場(ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋)において、平成29年度 愛知県産業廃棄物業 暴力対策協議会(会長 永井良一氏)総会が462名参加のもと開催されました。

総会は、常務理事 中野兼司氏の司会進行で始まり、永井会長からは「企業活動からの反社会的勢力の排除につきましては、平成19年6月に政府の犯罪対策閣僚会議の幹事会の申し合わせとして、反社会的勢力による被害を防止するための5つの基本原則を掲げた『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』が策定され、また、平成22年12月には、第16回犯罪対策閣僚会議におきまして、企業活動からの暴力団排除のため、政府として『関係業界に対する指針の更なる普及啓発』等の取組を行うこととされています。

一方、愛知県においては、平成23年4月1日に愛知県暴力団排除条例が施行され、その後、24年6月、25年1月、28年6月などの四度にわたり、同条例の一部を改正・施行し、規制強化等をしております。愛知県のこの条例は、愛知県から暴力団を排除するため、県、事業者、県民が果たすべき責務、

暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団の排除に関する禁止行為、暴力団排除特別区域における禁止行為等について定めており、地域、職域において、住民や企業等が連携し、暴力団の不当、不法な要求を断固拒否するとともに、社会、経済などの各般の場から暴力団を排除し、彼らが社会に存在しない状況を作り出すためのものです。

私ども産業廃棄物を取扱う業界でも、産業廃棄物処理委託契約書に、暴力団等を排除するための条項を盛り込むなど、反社会的勢力の封じ込めに積極的に努力するとともに、愛知県警察本部はもとより、公益財団法人暴力追放愛知県民会議などの関係団体の方々と連携を図りながら、会員の皆様のご協力を得て、事業を推進しております。

また、我々会員が、暴力団員からの不当な要求の被害に遭わないためには、暴力団の情勢や対処方法等を踏まえた上で組織的に対応することが重要であ

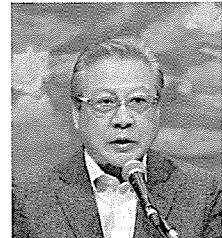
り、そのために各会員において、『不当要求防止責任者』を選任しておられると思いますが、昨年度は、『不当要求防止責任者』の3年ごとの定期講習を受ける年であり、9月8日に開催した講習会で119名の方に受講をして頂きました。受講に漏れた方は、早急に不当要求防止責任者を選任していただき、所轄の警察署刑事課暴力担当係に不当要求防止責任者選任届をご持参して頂き、愛知県公安委員会からの開催通知に記載されている講習を受講していただくようお願いいたします。」との開会挨拶がありました。

続いて来賓の愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局参事官兼組織犯罪対策課長 八木俊男氏、公益財団法人暴力追放愛知県民会議専務理事 梶浦正俊氏、愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室長 吉田幸男氏、名古屋市環境局事業部廃棄物指導課長 浅井隆行氏、豊橋市環境部廃棄物対策課長 清原陽介氏、岡崎市環境部廃棄物対策課主任主査（許可監視係長）船山 哲氏、豊田市環境部廃棄物対策課長 中野正樹氏のご紹介がありました。

愛知県警察本部 八木課長からは「暴力団員の数は昭和39年に統計を取り始めて以来初めて4万人を切り3万9千人になりました。愛知県では暴力団、構成員を合わせて1,700人といわれますが、これは警察が暴力団であると確たる証拠を持って認定している数で、実態としてはもっと多くが活動していると思われます。数が減ったからとはいえ暴力団の驚異が減少しているといった訳ではありません。4年前に山口組が神戸山口組と分裂し、今年神戸山口組が分裂して三つ巴になっており、各組の間で抗争が起った場合、一般の方が怪我を負わないよう警戒をしております。一方で敵方の暴力団が分裂状態にあるという事は、取締りにとっては有利にはたらくと考えます。このような時に、皆様方の業界の中で係る不法事案等がございましたら、積極的に警察等に通報いただき暴力団壊滅にご協力頂きたいと思います。」と述べました。

公益財団法人暴力追放愛知県民会議 梶浦専務理事からは「暴力団は警察の取締りや暴対法の改正、

条例等により年々減ってきてています。しかしあらゆる業界に姿、形を変えて介入してきています。皆様方のご尽力により、愛知県から暴力団のない明るい社会をつくっていきたいと考えていますのでご協力をお願ひいたします。」と述べました。



来賓挨拶をする  
(公財)暴力追放愛知県  
民会議 梶浦専務理事



来賓挨拶をする  
愛知県環境部 吉田室長

愛知県環境部 吉田室長からは「産業廃棄物処理業に係る暴力団排除につきまして、欠格要件を含めた平成12年、17年の廃掃法の改正により、産業廃棄物処理業から暴力団員等を徹底的に排除するよう強化されました。ものづくりの県としての本県は、皆様方の廃棄物の適正処理の面から支えていただいています。業界への反社会的勢力の介入を排除していただくことが、事業の健全な発展、廃棄物の適正処理に繋がると思いますので、暴力団排除にご協力をお願ひいたします。また昨年起りました食品廃棄物の不適正処理事案で、多大な協力をいただき厚く御礼申し上げます。」と述べました。

続いて副会長 小島 晃氏を議長に選出し、議事録署名人として小島議長の他、永井良一氏、金田英和氏、伊藤泰雄氏の3名を選任し議案の審議に入りました。

#### ■第一号議案 平成28年度事業報告承認について

#### ■第二号議案 平成29年度事業計画（案）承認について

#### ■第三号議案 愛知県産業廃棄物業暴力対策協議会の役員の見直について

議案は専務理事 渡邊 修氏より説明があり、第一号議案、第二号議案は関連があるため一括して審議され、承認されました。第三号議案の役員の見直しについては、事務局より役員案が示され拍手をもって承認されました。

次に全員が起立し、暴力追放推進委員の平沼辰雄氏が決議文を読み上げ、続いて会場全員で一斉唱和をし、暴力団排除への意識を一層高めました。その後、常務理事 近藤千雅氏の閉会の辞にて総会は終了しました。